

稚内市(仮称)生ごみ中間処理施設整備・運営事業 要求水準書(案)に関する質問と回答

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
1	9	Ⅱ.-2-(3)	計量器の使用	最終処分場の計量施設を無償利用させて頂くことになっていますが、システム改造等は範囲外と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
2	9	Ⅱ.-2-(6)	処理排水及び最終残渣の処分	処理排水及び最終残渣については、事業者の費用と責任において、適正に処理・処分を行なうとありますが、下水放流基準まで、最終処分場の受け入れ基準までと考えます。最終処分場の受け入れ基準と下水道料金及び埋め立て処分費を御教示願います。	最終処分場の受入基準は、入札説明書等で表示します。下水道料金は稚内市公共下水道条例によります。埋立処分費は必要ありません。
3	9	Ⅱ.-2-(6)	処理排水及び最終残渣の処分	①最終残渣については、隣接する最終処分場への埋め立てを計画してよろしいでしょうか。 ②この時、最終処分費は事業者負担でしょうか。 ③事業者負担の場合、単価をご教示ください。	①そのとおりです。 ②稚内市の負担となります。
4	10	Ⅲ.-1-1-(1)-③	処理対象物	処理対象物の搬入荷姿及び搬入車両を御教示願います。	入札説明書等で表示します。
5	10	Ⅲ.-1-2-(2)	工事概要	防災調整池の設計条件および現在想定している場所がありましたら、御教授願います。	入札説明書等で表示します。
6	10	Ⅲ.-1-2-(2)	工事概要	土地造成工事の範囲・造成レベルを検討するにあたり必要な隣接用地(既設図面)は閲覧可能と考えてよろしいでしょうか。	閲覧可能とします。
7	13	Ⅲ.-2-(2)-⑦	ユーティリティ条件	各種ユーティリティ(電話代除く)に係る費用負担は事業者の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	事業者の負担となります。
8	13	Ⅲ.-2-(2)-⑦	ユーティリティ条件	下水道管の接続は添付資料5を参照のこととありますが、取り合い箇所は、建設予定地直近の排水ピットで宜しいでしょうか。	資料5中、既設1号マンホールとなります。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
9	13	Ⅲ.-2-(2)-⑦	ユーティリティ条件	電気の受電点について敷地境界の既設構内第1柱とありますが、具体的な位置を図示願います。また、電力会社の「電気供給約款」による需要場所の条件として原則、1構内を1需要場所として電源供給されることとなります。よって、既設処理施設と本事業の施設が区分されるという解釈で宜しいでしょうか。	入札説明書等で表示します。
10	13	Ⅲ.-2-(2)-⑦	ユーティリティ条件	電気 敷地境界の既設第一柱の位置を示してください。	入札説明書等で表示します。
11	14	Ⅲ.-2-(2)-⑦	ユーティリティ条件	取付道路の範囲を具体的に御教授願います。	搬入車両の受付、計量は隣接する最終処分場の既設施設を供用することから、最終処分場敷地から本事業用地までとなります。 詳細は、入札説明書等で表示します。
12	15	Ⅳ.-1-(2)	組織計画	「運転管理等必要資格(参考)」の表は、“参考”であり、本表に記載されていても本施設に不要であれば、配置しなくてもよろしいでしょうか。	そのとおりです。
13	18	Ⅳ.-2-(2)	受付業務	最終処分場より提供される搬入車両の記録は、どのような形でいただけますか。	入札説明書等で表示します。
14	18	Ⅳ.-2-(2)	受付業務	「事業者は、最終処分場より提供される搬入車両の計量記録等の管理を行うものとする。」とありますが、計量記録は電子データとして受け取れると考えてよろしいですか？	入札説明書等で表示します。
15	26	V.-2	施設からの退去	施設自体の解体撤去は含まないという解釈でよろしいでしょうか？	施設については事業期間終了後も引き続き使用することとなりますので基本的には解体撤去は生じませんが、提案による関連事業のために設置された施設については解体撤去をしていただく場合があります。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
16	26	V.-2	施設からの退去	事業終了後(15年経過後)、本施設は使用しないという解釈でよろしいでしょうか？ 終了か継続かによって、維持補修計画及び費用が大幅に変わる可能性がありますので、現状不明確であっても入札条件としては、どちらの条件とすべきかご指示願います。	本施設については、事業期間終了後も引き続き使用する予定です。
17	26	V.-2-⑪	施設からの撤去	施設からの撤去時、敷地内の土壌調査を行うとありますが、建設予定地の土壌調査結果はありますでしょうか。	入札説明書等で表示します。
18	26	V.-2-⑪	施設からの撤去	運営期間の終了に際して事業者が行う措置には、事業期間の終了後(施設の運転停止後)に実施する業務が含まれています。事業期間と業務実施時期が一致せず、プロジェクトファイナンス組成の観点から問題が有るため、当該業務については別途契約としていただけないでしょうか。	別途契約は想定していません。
19	36	表 6-3、4、5	備考	本件事業者は、「製造業及びガス供給業の適用基準」が適用されるのでしょうか。	発生ガスの直接活用など提案の内容によっては適用されることがあります。